主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人小早川輝雄の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。なお、所論にかんがみ職権で調査するも、いまだ同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四八年三月二二日

最高裁判所第一小法廷

| 裁判長裁 | 判官 | 大 | 隅 | 健一 | 郎 |
|------|----|---|---|----|---|
| 裁 | 判官 | 藤 | 林 | 益 | Ξ |
| 裁 | 判官 | 下 | 田 | 武 | Ξ |
| 裁 | 判官 | 岸 | | 盛 | _ |
| 裁 | 判官 | 岸 | 上 | 康 | 夫 |